令和７年度における入札・契約制度について

変動型最低制限価格の算定方法について（工事・業務）

最低制限価格基準額　×ランダム係数（※注）　＝　変動型最低制限価格（１円未満切り捨て）

※注　ランダム係数は、「１．００００」から「０．９９９０」（±０．０％～－０．１％）の範囲の数値とする。

次の算定方法により、１円未満を切り捨てた価格が最低制限価格基準額となります。

(1)工事（次の項目の合計額）

①直接工事費×0.97

②共通仮設費×0.9

③現場管理費×0.9

④一般管理費×0.６８

上限　設計価格の 9.2/10、下限　設計価格の 7.5/10

(2)樹木、芝等の管理業務のうち、建設工事と同等の設計書を有する街路樹剪定・管理業務及び公園等剪定・管理業務

工事における最低制限価格の算定方法と同様とします。

(3)その他の業務

①土木コンサルタント業務 直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×0.9＋一般管理費の額×0.5
②建築又は設備設計業務 直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6
③補償関係コンサルタント業務 直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価×0.9＋一般管理費×0.5
④測量業務 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5
⑤地質調査業務 直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.5
⑥その他の業務 設計価格×０．７０

その他の業務における最低制限価格に係る範囲の上限・下限を次の通りとします。

※①から③までについて

上限　設計価格の 8.1/10、下限　設計価格の 6.0/10

※④について

上限　設計価格の 8.2/10、下限　設計価格の 6.0/10

※⑤について

上限　設計価格の 8.5/10、下限　設計価格の 2/3

この資料は上記の周知を図るため、令和７年度中の入札について添付しています。